

# OWNER'S LIFE

発行: エヌピー通信社 電話: 03-6263-2093(代表) 日本新聞協会/日本記者クラブ/国税庁記者クラブ/国会記者会 会員社

オーナーズライフ ドクターズエディション

おかげさまで  
**70<sup>th</sup>**  
since 1948  
エヌピー通信社

www.owners-life.com

DOCTOR'S EDITION

vol. 50 2019 July



## 申請手続きを自動化 医療費控除にマイナンバー 番号カード普及の一手

自分や家族の医療費が一定額を超えた時に税負担を軽くする医療費控除について、すべての申請手続きが自動化することになる。マイナンバーカードを活用した新しいシステムで、1年間支払った医療費を自動で計算し、税務署に通知する。社会の生産性を向上させ、経済成長につながる狙いがある。2021年分の確定申告から新しい仕組みが始まる。

日本の医療費控除は、1年間の家族の医療費から保険で補てんされた額を引いた分が10万円を超える納税者に適用される。申告者は年間約750万人に上るが、領収書を残して計算しても基準に達しないことがあったり、医療機関の名前や支払った医療費、保険による補てん額などを自ら記入する必要がある。インターネットで申告が可能になった今でも利用できていないケースが多いとされる。

政府は17年の税制改正で、個人が健康保険組合から1年分の医療費を記した「医療費通知」をネット上で取得し税務署に提出できるようにした。しかし加入する健保組合のシステム対応が必要なため、新しい仕組みは広まっていないのが実情だ。

そこで政府は、マイナンバーカードを健康保険証として利用できるようにするため健康保険法等の改正案を提出。5月15日の参院本会議で成立した。これを基に、今後は医療費の控除についても、政府と国税庁、保険診療のデータを管理する社会保険診療報酬支払基金と国民健康保険中央会のシステムをつなぎ、申告に必要な作業をすべて自動化する。

これらのシステムが連携することで、申告書の作成は自動化され、21年9月診療分からは入力作業はもちろん、領収書の保管も不要となる。

21年3月以降は健康保険証の代わりとしてマイナンバーカードが使えるようになり、転職した際や自治体を超えて引っ越しをしたときでも、新しい保険証の発行を待たずに診療を受けることが可能になる。さらに改正法では、オンラインによる資格確認や電子カルテ等の普及のための医療情報化支援基金が創設されるなど、利用者の利便性向上に期待がかかる。

マイナンバーカードの交付実績は19年4月時点で1656万枚と、人口の1割強にとどまっている。個人情報や一元管理することへの危機感の表れとみられ、政府高官は「社会がマイナンバー制度そのものを過剰に怖がっているくらいがある。さらなる理解と普及に努めたい」と、意気込む。

マイナンバーカードを活用した医療費控除の仕組みが、今後の普及に向けて弾みとなるかは未知数だが、新制度が国民の安心を確保しつつ、利便性が向上することに期待したい。

エヌピー通信社「オーナーズライフ」と日経電子版連動掲載特集です。

### 新築分譲マンション& 一戸建てセレクション

2019 夏

<https://ps.nikkei.co.jp/map1906/>

OWNER'S LIFE  
特集

消費税増税で2%分の利ザヤ

## 巡ってききた金投資のチャンス

## 税率引き上げ前は購入ブーム

金投資で儲けを出すチャンスがやってきた。金の価格はこれまで右肩上がり上昇を続け、利益を得やすい投資対象であるうえ、金地金を消費税の税率引き上げ前に買って引き上げ後に売ると、増税分の利ザヤを抜ける。半年後には増税の負担が納税者にのしかかるが、金の売却に言えば税率引き上げが有利に働くことになるわけだ。

## 過去の税率アップの際も人気急騰

金地金が国内で本格的に投資対象となったのは半世紀前のことだ。1973年までは日銀が決める「公定価格」でしか取引できず、価格の大幅な上昇は見込めなかったため、投資対象としてのうまみは少なかった。しかし73年に輸入が自由化され、購入価格が国際相場に連動するようになり、状況が一変した。



金地金が国内で本格的に投資対象となったのは半世紀前のことだ。1973年までは日銀が決める「公定価格」でしか取引できず、価格の大幅な上昇は見込めなかったため、投資対象としてのうまみは少なかった。しかし73年に輸入が自由化され、購入価格が国際相場に連動するようになり、状況が一変した。田中貴金属工業の公表価格で見ると、輸入が自由化された初年度(73年)の平均価格はグラム当たり958円だったが、翌74年には1598円に急騰。多少の浮き沈みはありながらも右肩上がり価格が高まり、2018年には4543円にまで上昇した。これは10年前の2937円と比べて54・7%増、20年前の1118円と比べて306・4%増の数字で、輸入自由化以降は常に価格の上昇が見込まれてきたことから、財産形成の一手段として浸透していった。

増税前に金の投資熱が高まるのは、金に掛けられる消費税の仕組みを利用して利ザヤをとろうと考える人が増えるためだ。金は購入時に消費税を支払い、売却時に消費税を受け取れる。金を1グラム5千円で10キロ購入すると、商品の代金5千万円と、消費税8%分の400万円の合計5400万円を支払う。これを消費税率が10%に引き上げられてから売ると、金の価格が変わらなければ、商品代5千万円に加え、税率10%分の500万円を受け取れる。金取引を事業にしている限り受け取った消費税の納税義務はないため、増税分の100万円が手元に残ることになる。売りに掛かる諸

## 相場が崩れるリスクも考慮

輸入量に直接反映されるが、増税前には必ず輸入量が増えてきた。

経費は多少必要だが、単純計算で2%の利ザヤは抜けるわけだ。

ただし過去の消費税増税を振り返ると、税率引き上げの年には価格が下がっていることに注意を払う必要がある。消費税が導入された1989年の金の年平均価格は前年比6・5%減、税率5%に引き上げられた97年は4・8%減、8%に引き上げられた2014年は2・5%減と、必ず下降しているのが実情だ。金の価格は国内需要だけではなく全世界の需給バランスが絡むため、消費税の直後の売り抜きが与えた影響がそこまで大きいとは言えないが、急落リスクを織り込んで投資する必要がある。

## 「5年保有」で税金の損得が

また売りに掛かる諸経費の他

に、儲けた分は所得税の対象となることも考慮しなければならない。取引実態によって譲渡所得や事業所得、または雑所得のいずれかの所得として税額を計算する。営利目的で継続的に金地金の売買をしているなら事業所得もしくは雑所得で、個人が保有している金地金を売却したなら通常は譲渡所得に該当する。金地金の売却による譲渡所得は給料などの他の所得と合わせて総合課税の対象となる。譲渡所得の計算方法は、金地金を保有していた期間で2つに分かれる。保有期間が5年以内(短期譲渡)なら課税譲渡所得は「(金地金の譲渡益+金地金以外の総合課税の譲渡益)×特別控除50万円」、5年超(長期譲渡)ならその半額となる。すなわち、長期で保有していた方が税負担は少なくて済む。前回の増税直前の2013年前後に消費税5%で金を購入した人は、消費税率が10%になってから売れば5%の利ザヤ

を抜けることになるうえ、所得税でも有利な計算ができる時期を迎えることになる。一方、もし売却で損が出た時は、ほかの譲渡所得とは損益通算できるが、給与所得などほかの区分の所得と損益通算はできない点に注意しておきたい。

金投資で消費税の増税分の儲けが出せるという仕組みは、消費税そのものに問題があることの証拠にも見えるが、少なくとも合法的なスキームである以上、ベストタイミングを見極めた上で購入を検討したいところだ。



# 承継開業とIT化と スタッフ育成

**開業から15年、20年経ち60代後半から70代になると、おのずとクリニックの引き継ぎを考える時期となります。いままさに、団塊の世代から、団塊ジュニアへの承継が活発化してきています。承継時のIT化について、今回は解説します。**

いわゆる団塊の世代と言われる「第一次ベビーブーマー」は、現在70代を迎え、その子供たちである団塊ジュニア、「第二次ベビーブーマー」は40代半ばとなっています。わが国では、団塊の世代が75歳を迎える2025年を医療提供、バランスのターニングポイントと位置づけ、かかりつけ医を中心とした地域包括ケアシステムの構築を進めてまいりました。

一方、個々の開業医において70代は、承継の時期を意味します。親から子へ受け継ぐ一般的な承継と、他人同士で承継するM&A（他人承継とも言う）、そして承継先が見つからず、やむを得ず廃業を選択するケースもあるでしょう。この3つの選択肢に合わせて、準備を進めていくこととなります。

## 承継に合わせてIT化

開業医は、現在所有している土地、建物、医療機器、スタッフなどほとんどの資産を承継することを願います。承継にあたっては個人の場合と、法人の場合とは方法が異なりますが、その点は専門の税理士さんに譲



るとして、わたしはIT化およびスタッフ育成について、解説したいと思います。

## レセコンから電子カルテへの移行

レセプトコンピュータ（以降、レセコン）から電子カルテへの移行のタイミングとして、一番多いのが新規開業時、次に多いのが承継開業時です。いずれも新たに事業をスタートする際に、建物のリニューアルなどがああり、それと合わせてシステム

## 医療クラークの配置

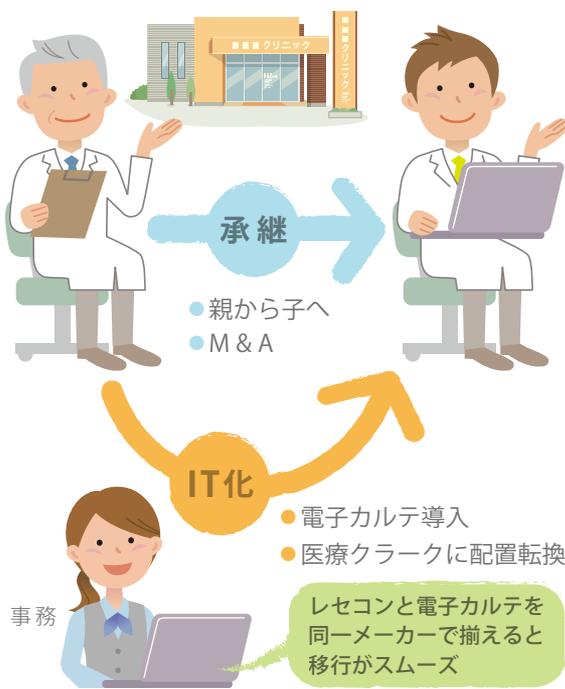
その際、電子カルテの導入は高齢の医師にとってはハードルが高いため、「医療クラーク」の配置を検討します。最近、そのような相談が増えています。その際、私ほ

化する方が効率的であるためです。しかしながら、最近では承継開業の少し前から準備を始めるケースも増えてきました。一気にことを進めてバタバタするよりは、徐々に進めた方がよいという判断からでしょう。

きるだけ振幅が少ない方法（いまと急激に変わらない方法）を提案しています。  
①レセコンメーカーと電子カルテメーカーは同一の方が良い、②新たに医療クラークを雇うのではなく、現在の医事スタッフをクラークにした方が良い、③移行期間はある程度余裕を持たせ、できればクラークになるための研修を受けること、この3点をアドバイスしています。

## スムーズな移行のために

この3点の注意点は、現



在のレセコン運用と電子カルテ運用の違いから考え出したものです。現在は、事務が受付・カルテを作成し、医師がカルテを記載し、カルテの内容を事務がレセコンに入力して、会計、請求を行っています。通常通り、電子カルテになると、電子カルテ操作のほとんどを医師が行うため、カルテ作成とレセコン入力を医師が担当することになり、パソコンが苦手であったり、診療報酬に不勉強であったりする場合、大きな障害となります。

しょうから、①②③の注意点を守り、ハードルを下げていくのです。今までと同様の使い勝手のシステムを使用し、新しい業務にはちゃんと研修をするという姿勢を示しているのです。実際、この事例を多く行いましたが、大抵はスムーズに進んでおりますので、それほど心配はないでしょう。レセコンを使用できる事務員は、しっかりと教えさえすれば、電子カルテも使用できるようになりますので、心配ありません。

**MICTコンサルティング株式会社 代表取締役 大西大輔**  
2001年一橋大学大学院MBAコース卒業後、医療経営コンサルティングファーム「日本経営グループ」入社。医療IT機器の展示場「メディプラザ」を設立。東京、大阪、福岡の3拠点を管理する統括マネージャーを経て、2016年にコンサルタントとして独立し、「MICTコンサルティング」を設立。過去2000件を超える医療機関へのシステム導入の実績から、医師会、保険協会などの医療系の公的団体を中心に講演活動および執筆活動を行っている。



BRANZ TOWER

ブランズタワー 豊洲

人生を極める住まい。  
東急不動産「ブランズ」

# 愛が、 長続きする タワー。

外観完成予想CG

予告広告

本広告を行い取引を開始するまでは、契約または予約(仮予約を含む)のお申込み、申込み順位の確保に係わる行為には応じられませんのでご了承ください。2019年10月上旬販売開始予定

■ブランズタワー豊洲 予告物件概要 ●所在地/東京都江東区豊洲五丁目2番1の一部他(底地地番)、東京都市計画事業豊洲土地区画整理事業施行地区内街区番号1符号豊六8他(仮換地) ●交通/東京メトロ有楽町線「豊洲」駅徒歩4分(住宅棟入口まで5分)、東京臨海新交通臨海線(ゆりかもめ)「豊洲」駅徒歩4分(住宅棟入口まで4分) ●用途地域/工業地域・準工業地域 ●建築面積/4,546.44㎡ ●敷地面積/18,152.97㎡ ●建築延床面積/136,271.01㎡ ●構造・規模/鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造・地上48階地下1階 ●建築確認番号/BCJ18本建確121(平成30年9月12日付) ●総戸数/1152戸(その他、店舗等あり。事業協力者住戸1戸含む) ●予定販売戸数/未定 ●予定販売価額/未定 ●間取り/1LDK~3LDK(予定) ●専有面積/43.41㎡~219.44㎡ ●バルコニー面積/7.23㎡~39.07㎡ ●駐車場/386台(月額使用料:未定) ●駐輪場/2,215台(月額使用料:未定) ●バイク置場/116台(月額使用料:未定) ●管理費等(月額)/未定 ●管理形態/区分所有者全員により管理組合設立後、管理会社に委託予定 ●分譲後の権利形態/敷地及び建物共用部分は専有面積割合による所有権の共有、建物専有部分は区分所有権 ●建物竣工予定/2021年10月下旬 ●建物引渡予定/2022年3月下旬 ●売主・販売代理/東急不動産株式会社 国土交通大臣(16)第45号(一社)不動産協会会員(公社)首都圏不動産公正取引協議会加盟 〒107-0062 東京都港区南青山2-6-21 ●売主/株式会社NIPPO 国土交通大臣(12)第2441号(一社)不動産協会会員(公社)首都圏不動産公正取引協議会加盟 〒104-8380 東京都中央区京橋1-19-11、大成有楽不動産株式会社 国土交通大臣(8)第3702号(一社)不動産協会会員(公社)首都圏不動産公正取引協議会加盟 〒104-8330 東京都中央区京橋3-13-1有楽ビル、J R西日本プロパティーズ株式会社 国土交通大臣(1)第9056号(一社)不動産協会会員(一社)不動産流通経営協会会員(公社)首都圏不動産公正取引協議会加盟 〒108-0014 東京都港区芝5-34-6 ●販売代理/大成有楽不動産販売株式会社 国土交通大臣(9)第3394号(一社)不動産協会会員(一社)不動産流通経営協会会員(公社)首都圏不動産公正取引協議会加盟 〒104-0031 東京都中央区京橋3-13-1有楽ビル ●設計・監理/株式会社熊谷組一級建築士事務所 ●施工/株式会社熊谷組首都圏支店 ●管理会社/株式会社東急コミュニティー ●販売予定時期/2019年10月上旬※本広告を行い取引を開始するまでは、契約または予約(仮予約を含む)のお申し込み、申込み順位の確保に係わる行為には応じられませんのでご了承ください。本物件は、すべての予定販売住戸(区画)を一括して販売するか、又数期に分けて販売するか確定していません。表示の面積等は販売総戸数(区画数)を基にしております。販売戸数(区画数)決定後の本広告にて戸数(区画数)及びそれに対応する面積等をお知らせします。●掲載の概要は2019年6月3日時点の情報です。 ※掲載の完成予想CGは現地北西側約1.100mの地点から現地方向を撮影(2018年10月撮影)した写真に計画段階の図面を基に描き起こした建物完成予想図を合成しCG加工したもので、実際とは異なります。また、変更となる場合がございます。雨樋、給気口、スリッパ等、一部表現されていない設備機器がございます。外壁タイルを再現するために、実際の目地とは異なる大きさを表現しています。水面に映る大樹は本物件のコンセプトをイメージしたもので実際とは異なります。※掲載は計画段階のものであり、変更になる場合がございます。葉の色合いや枝ぶり、樹形は想定であり、竣工から育成期間を経た状態のものを描いております。※周辺環境は将来にわたり保証されるものではありません。



## 豊洲駅徒歩4分、総戸数1,152戸、48階免震タワー、 ブランズタワー豊洲、誕生。物件エントリー受付中

お問い合わせ

0120-567-109

営業時間 / 10:00~18:00  
定休日 / 毎週火曜・水・木曜日(祝日除く)

ブランズタワー豊洲

検索

